

年契約教職員の労働条件改善のために

2015年6月15日
東京私立学校教職員組合連合

[1]はじめに一年契約教職員の基本的要求ー

常勤講師などの年契約教職員が私学に広がっています。

「期限切り」で年契約教職員の雇用はいつそう不安定になっています。

年契約教職員は、劣悪な労働条件と差別に苦しんでいます。

年契約教職員の雇用の安定を図り、労働条件を改善することは、私学と私学の教職員組合にとって、重要な課題となっています。各職場の春闘要求などで具体化することが必要です。

年契約教職員の基本的要求は次の様なものです。

1. 不安定雇用の改善
2. 教育現場にふさわしい待遇を保障すること
3. 一時金、手当等で差別的取り扱いをやめること
4. 共済加入、雇用保険加入を認めること
5. 福利厚生面での差別をやめること

[2]常勤、非常勤に共通した具体的要求

①雇用を改善すること

「期限切り」をしないこと

(期限切り:年契約教職員の雇用期間上限を3年、5年と決めて機械的に雇止めするやり方)

労働契約法を守り、期待権及び5年雇用が反復された場合の無期雇用転換を制度化すること
翌年度の雇用条件を遅くとも12月までに明らかにすること

②差別的取り扱いをしないこと

一時金を専任と同率支給すること

退職金を支給すること

扶養手当、住宅手当、時間外手当などの必要な手当を支給すること

厚生施設等の利用で差別しないこと

③教育を担っていく上で必要な会議の参加や設備の利用、情報の提供を保障すること

[3]常勤講師など常勤教職員の要求

①専任並みの給与、一時金と手当の支給を

②産休、育児休業、看護休業、育児休暇、傷病休暇、休職制度などを専任教職員と同じように保障すること

③勤務形態が同一または似通っている場合は本人の希望により専任化すること。また専任化の採用試験を優先的に受験させること

④産休代替教職員など雇用期限が明らかな場合を除き、常勤講師、嘱託職員などの年契約常勤教職員を拡大せず、制度自体を廃止すること

[4]非常勤講師など非常勤教職員の要求

①仕事内容にふさわしい賃金を保障すること

非常勤講師については担当授業1時間について少なくとも1時間の準備と処理の労働時間を認め、週持時間1時間当たり月額18,000円の給与を保障すること(時給およそ2,000円相当)

給与は時給制や週給制とせず、月給制で12か月支払うこと

②手当で差別せず、当面扶養手当、住宅手当、時間外手当を支給すること

③年次有給休暇を少なくとも労働基準法に基づき付与すること

法で定められた出産休暇、育児・介護休業を保障すること

④私学共済加入を週勤務3日または20時間以上(非常勤講師は持時間10時間以上)で認めること
雇用保険加入を認めること

⑤厚生面での差別をしないこと、健康診断を専任と同じように受診させること

傷病休暇、休職制度、慶弔休暇、育児休暇、介護休暇、看護休暇などを保障すること

<この「年契約教職員政策」の内容についてのご意見をお寄せください>

mail: t-shikyoren@educas.jp FAX: 3230-4090